

一八会会則

-24-

8. 休会は、長期出張、入院等やむを得ない事情の場合、役員会の承認により、一年間を限度とし認める。但し、会費は全額徴収する。
9. ①本会は卒業制度を有し、卒業年齢に達した会員は、その年度末をもって本会を卒業する。その卒業年齢は55歳(満年齢)とする。
②卒業年齢に達しない会員でも、予め役員会で定める基準(内規)を満たした会員は、本人の意志で卒業することができる。
③役員会はその年度内に卒業資格を有するであろう会員がある場合は、4月末日までに本人に連絡しなければならない。
④役員会で定める基準(内規)により卒業資格取得の通知があった会員は、卒業の意志を役員会に伝えなければならない。
その期限は、当年度12月1日までとする。

【入会】

10. ①新規の入会については会員一名以上の推薦を要し、本会の全員の賛成を必要とする。但し、既会員と同一業種のものは入会を認めない。
尚、業態や商圏が大きく異なる場合は役員会にて検討する。
②開業予定者の入会については役員会にて検討する。
③新入会予定者は、入会金及び会費を納入して初めて本会会員となる。

-26-

一八会会則

【目的】

1. 本会は会員相互扶助の精神にもとづき、会員自身の能力の向上、次代をなう経営者としての資質の向上をはかることを目的とする。

【名称】

2. 本会は一八会と称す。

【事務局】

3. 本会の事務局は、原則として姫路市内におく。

【事業】

4. 本会は第一条の目的を達成する為に、月一回の定例研究会(以下、定例会)を開催する。又、必要に応じて宿泊研修会、視察等を実施する。

【会員】

5. 本会は姫路市内及び近隣地域における若手経営者、並びに後継者により組織する。

6. 本会の会員数は原則として40名とする。

7. ①会員は毎年4月1日を起算日として、定例会の出席が年7回以上ない場合、翌年3月31日をもって本会を自動的に退会したものと見做す。
②本会の会員として相応しくない行動があった場合には、役員会において除名ができる。

-25-

【シニアメンバー】

11. ①卒業生は、シニアメンバーと称する資格を有する。
②シニアメンバーは、事務費及び慶弔費として5,000円(年間)を負担しなければならない。
③シニアメンバーは、終身いつでも本会事業に参加する資格を有する。事業参加を希望する者は、その都度、役員会へその旨申し出て、事業参加時に役員会の定める経費を負担しなければならない。
④シニアメンバーには、年度毎に事業計画書(案)を配し、慶弔のある場合には、その都度、役員会より連絡する。
⑤シニアメンバーは、本会則(第11条及び第7条2項を除く)を適用しない。

【定例会】

12. 本会は、原則として毎月一回第2火曜日に定例会を開催し、必要な場合には会長より召集する。

13. 定例会のほかに分科会をおくことができる。

【総会】

14. ①本会は、毎年4月に定期総会を開かなければならぬ。総会は過半数の出席をもって成立し、決定は出席者の過半数を要する。
②会員の20%以上の要求又は役員会が必要と認めた場合は、会長は臨時総会を召集しなければならない。

-27-

③定例会といえども会員総数の70%以上の会員が出席し、その全員の同意があれば直ちに臨時総会に切り替えることができる。

【役員】

15. ①本会には、会長1名、副会長1名、会計1名、幹事若干名をおく。会長・副会長・会計は総会において選出し、幹事については会長が任命する。
②会長・副会長・会計の選出はあらかじめ適宜の機会に予選することができるが、この場合でも改めて総会において選任の手続きをしなければならない。
16. 役員の任期は1年とするが、再選は妨げない。又、欠員が生じた場合は必要に応じて補充することができますが、その任期は前任者の残りの期間とする。
17. 役員会は必要に応じて会長より召集する。
18. 役員会は、当会事業運営に関する必要な事項について、内規を定めることができる。但し、会員過半数の合意を要する。
19. 本会は若干名の相談役を置くことができる。

-28-

【顧問会】

20. ①本会は、役員会の他に顧問会を置く。その構成は、前期会長より遡り10代までの会長であった会員及びシニアメンバーとする。
②顧問会は必要に応じて会長が召集する。

【経費】

21. 本会の経費は、会費及びその他の収入によってこれにあてる。但し、必要に応じて役員会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

22. 会費は年間80,000円とする。

23. 入会金は30,000円とする。

【会計年度】

24. 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日までとする。

【会則改正】

25. 本会の会則の改正は、総会において会員総数の70%以上の承認を得て行う。

【付則】

1. 本会は昭和56年1月1日から発足する。
2. 本会則の改正は平成14年4月1日から施行する。
3. 本会則の改正は令和4年4月12日から施行する。
4. 本会則の改正は令和5年4月11日から施行する。

以上

-29-

慶弔見舞金

【適用範囲】

会員の結婚、出産、死亡、傷病、災害等慶弔の場合における取り扱いは、この規定による。

	本人	配偶者	子 女	父 母
死亡弔慰金	30,000	10,000	10,000	10,000
供 花	役員によりその都度決定			
傷 病 見舞金	5,000			
結 婚 祝 金	10,000			
出 産 祝 金	10,000	5,000		
新築社屋祝金	役員によりその都度決定			
災 害 見舞金	役員によりその都度決定			
シニアメンバーに関する死亡弔慰金	10,000			

※傷病見舞金は2週間以上の療養の場合

※シニアメンバーに関する供花について

- ・ご本人の場合にのみ、シニアメンバーと合同で用意する
- ・金額は役員によりその都度決定

※葬儀の受付について

- ・喪主に確認の上、有無を決定する事
- ・会員に関する場合、役員から2名以上配置する
- ・シニアメンバーに関する場合、役員とシニアメンバーから2名を配置する

【付則】

本規定の改正は令和2年4月1日から施行する。
本規定の改正は令和5年4月11日から施行する。

-30-

内規

【卒業資格】

卒業資格は、一八会在籍年数・年齢・活動（役員実績）を合わせた点数制とし、その合計点数が100点以上の会員が資格を有する。

計算式等諸条件は以下の通りとする。

条件項目	条件 内 容
在籍年数	年度末までの在籍年数1年を1点とする。 (途中月入会の場合も同様とする。)
年 齢	満年齢(年度末までの年齢)1歳を1点とする。
活 動	過去の役員実績 会長—30点 副会長—20点 会計—10点 幹事—5点 ※同一役職を複数年経験している場合、その実績点数を年数分乗算する。
卒業資格計算式	在籍年数 + 年齢 + 活動 ≥ 100

-31-